

知っていますか？「自転車安全利用5則」



★「自転車安全利用5則」とは★

自転車を安全に利用する上での基本的なルールをまとめたものです。まずは基本をしっかり覚えて、事故を未然に防ぎましょう！

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



2 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。右側を通行すると他の車両と対面衝突することになり、非常に危険です。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道ではすぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。



4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯



交差点での信号遵守

一時停止・安全確認



5 子どもはヘルメットを着用

幼児・児童（13歳未満）の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

